

うきは市告示第124号

令和7年第5回うきは市議会定例会を次のとおり招集する

令和7年11月26日

うきは市長 権藤 英樹

記

1 期 日 令和7年12月5日(金) 午前9時

2 場 所 うきは市議会議場

---

○開会日に応招した議員

高木亜希子君	高松 幸茂君
樋口 隆三君	組坂 公明君
佐藤 裕宣君	野鶴 修君
竹永 茂美君	岩淵 和明君
中野 義信君	佐藤 湛陽君
伊藤 善康君	熊懷 和明君
江藤 芳光君	

---

○12月8日に応招した議員

---

○12月9日に応招した議員

---

○12月10日に応招した議員

---

○12月16日に応招した議員

---

○12月18日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

---

議事日程(第1号)

令和7年12月5日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 委員会調査報告(総務産業常任委員会・厚生文教常任委員会)
- 日程第5 議案上程(報告第8号1件、議案第82号から議案第99号まで18件、陳情第3号1件)
- 日程第6 市長の提案理由説明
- 日程第7 報告第8号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償額の決定について)
- 日程第8 議案第83号 令和7年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第84号 令和7年度うきは市簡易水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第85号 令和7年度うきは市下水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第86号 久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合規約の変更に関する協議について
- 日程第12 議案第87号 うきは久留米環境施設組合において共同処理する事務の変更及びうきは久留米環境施設組合規約の変更に関する協議について
- 日程第13 議案第88号 うきは市納骨堂の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第89号 うきは市簡易給水施設の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第95号 うきは市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第96号 うきは市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 陳情の委員会付託(陳情文書表)

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告

- 日程第4 委員会調査報告（総務産業常任委員会・厚生文教常任委員会）
- 日程第5 議案上程（報告第8号1件、議案第82号から議案第99号まで18件、陳情第3号1件）
- 日程第6 市長の提案理由説明
- 日程第7 報告第8号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）
- 日程第8 議案第83号 令和7年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第84号 令和7年度うきは市簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第85号 令和7年度うきは市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第86号 久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合規約の変更に関する協議について
- 日程第12 議案第87号 うきは久留米環境施設組合において共同処理する事務の変更及びうきは久留米環境施設組合規約の変更に関する協議について
- 日程第13 議案第88号 うきは市納骨堂の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第89号 うきは市簡易給水施設の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第95号 うきは市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第96号 うきは市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 陳情の委員会付託（陳情文書表）

---

出席議員（13名）

2番 高木亜希子君	3番 高松 幸茂君
4番 樋口 隆三君	5番 組坂 公明君
6番 佐藤 裕宣君	7番 野鶴 修君
8番 竹永 茂美君	9番 岩淵 和明君
10番 中野 義信君	11番 佐藤 湛陽君
12番 伊藤 善康君	13番 熊懷 和明君
14番 江藤 芳光君	

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

局長 岡村 順子君                      記録係長 上村 貴志君  
記録係 中寫二佐子君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	権藤 英樹君	副市長	吉村 祥一君
教育長	樋口 則之君	市長公室長	石井 太君
総務課長	浦 聖子君	監査委員事務局長	木下 英樹君
会計管理者	佐藤史津子君	市民協働推進課長	高山 靖生君
財政課長	高瀬 将嗣君	企画政策課長	手島 直樹君
税務課長	大石 恵二君		
市民生活課長兼人権・同和对策室長兼男女共同参画推進室長		山崎 穰君	
保健課長	末次ヒトミ君	福祉事務所長	宮崎 公子君
建設課長	雨郡 智也君	都市整備課長	辻 宏和君
水環境課長	瀧内 宏治君		
うきはブランド推進課長		柳原由美子君	
農林振興課長兼農業委員会事務局長		森山 益資君	
学校教育課長	江藤 良隆君	生涯学習課長	佐藤 重信君
自動車学校長	松竹 信彦君		

---

午前9時00分開会

○事務局長（岡村 順子君） 起立、礼。着席。

○議長（江藤 芳光君） それでは、改めましておはようございます。

それでは、ただいまから令和7年第5回うきは市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（江藤 芳光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に10番、中野義信議員、11番、佐藤湛陽議員を指名いたします。

---

**日程第2. 会期の決定について**

○議長（江藤 芳光君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本市議会定例会の会期は、本日12月5日から12月18日までの14日間としたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日12月5日から12月18日までの14日間と決定をいたしました。

---

### 日程第3. 諸報告

○議長（江藤 芳光君） 日程第3、諸報告を行います。

議長より諸般の報告をいたします。

タブレットにて配付しております諸般の報告文書を御覧いただきたいと思えます。

10月14日に、一般国道210号改良促進期成会要望活動を行っております。

以下、各要望活動を行っておりますので、御報告をいたしておきます。

なお、それぞれの資料を議員控室にて閲覧に供しておりますので、御覧いただきたいと思えます。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、市長より行政報告がございましたら、これを許します。権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） おはようございます。議員の皆様におかれましては常日頃より市政運営に御理解、御協力をいただいておりますことをまづもってお礼申し上げます。

本定例会は条例の改正、補正予算などに関しまして御審議をお願いするわけでございますが、9月定例会における報告以降、本日までの主な事業等の報告につきましては、資料データを配付いたしておりますので、そちらの配付をもって御報告にかえさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 以上で行政報告は終わりました。

これで諸報告を終わります。

---

### 日程第4. 委員会調査報告

○議長（江藤 芳光君） 日程第4、委員会調査報告を行います。

本件につきましては、総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会より閉会中の継続調査申出があつておりましたので、その調査報告を求めます。

それでは、初めに総務産業常任委員会の調査報告を求めます。9番、岩淵総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（岩淵 和明君） それでは、報告をさせていただきます。

令和7年第4回うきは市定例会において、閉会中の調査申出の所管事務調査を行ったので、う

きは市議会会議規則第110条の規定により、報告をいたします。

閉会中の調査は2点報告させていただきます。

1点目は、10月21日、太陽光発電設備建設現場に関する調査ということで、うきは市内の経塚処分場跡地に建設される太陽光発電の現地を視察しております。

調査要旨については、うきは市はゼロカーボンシティ宣言を踏まえて、令和32年を最終目標年度とする温室効果ガス削減対策を令和5年から実施しております。公共施設の再エネ設備によるエネルギーの自律化を進め、エネルギーの地産地消化を確立して、持続可能な地域経済の循環化を進めています。令和7年度の新エネルギー対策費は1億865万円を計上し、公共施設及び遊休地への太陽光発電設備設置事業を実施しております。

一方で、全国的には太陽光発電をめぐる地域トラブルも一部で発生しており、経塚処分場跡地は山間地でもあり、自然災害、景観、反射光などの影響について、現地を確認する目的で実施しております。

敷地面積については1万5,666平方メートルでパネル1,640枚を設置するということになっております。年間発電量は1.2ギガワットアワーで、発電開始は来年4月以降ということになっておりまして、西鉄自然電力合同会社が発電事業者ということで説明を受けておりました。周辺道路からは見えないことを確認させていただきましたし、周辺住宅もないということもあります。また、法面の崩壊についても、従来から法面が崩壊しないような構造で設計、造成されていることから土砂災害の懸念は少ないというふうに思われております。

所見ですけれども、特に委員のほうからは懸念するような意見はございませんでした。ただ、自然環境の温暖化という関係もありまして、大雨の際のところ、下流域に果樹園等もあることから、引き続き注視していく必要があるのかなというふうに思っております。また、うきは市の公共施設への太陽光パネル設置については、今後、公共施設関係のところに設置していくわけですけれども、住宅密集地などが多数あるところもあります。そういう点では、市民への説明と理解醸成に引き続き努めてもらいたいというふうに思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

もう一点、11月17日に行いましたのが農地の集約・集積に関する調査ということで、みやま市を訪問させていただきました。

調査要旨については、今年7月9日の農業新聞にて、みやま市で新たに25ヘクタールのミカン団地を農地中間管理機構の関連事業を使って造成するとの報道がありました。果樹生産地における団地化については、うきは市での今後の果樹生産の在り方の検討材料にならないかと考えて、事業に至る経緯や課題について学べるのではないかと考え実施しております。

経過についてですけれども、今回のミカン団地は、山川町の甲田地区というところで造成する

ことになります。山間部の果樹園地は個人で造成や改植が行われてきたけれども、後継者がいない、耕作条件の悪い農地は廃園が多く、災害や放棄地が増加しているという現状があったということです。

令和4年6月に甲田地区は山川土地改良区への編入許可を受けて、土地改良事業に取り組んできております。山川土地改良区の組合員は245人、そのうち甲田地区のところには51人が営農されているということでありました。

甲田地区は、標高60メートルから200メートルの山間地にあつて、周辺を山林に囲まれております。当地区はミカン栽培には非常に適しているところですが、さっき言ったような後継者がいないとかといったところが課題としてあったということです。

同様に、その地域については、同地区で畑地のかんがい事業も整備する計画も進んでいるということでありました。

今回の開発のきっかけについてですが、このような耕作放棄地が増加して、山川みかんというブランド継承に危機感を抱いていたということでありました。平成30年3月に農地中間管理機構関連農地整備事業が新設されたということから、甲田地区が中心となって発起人会、推進委員会を立ち上げて、6年かけて72回の役員会を重ねて、令和4年9月末に事業が決定してまいりました。推進メンバーには、記載のとおりいろいろな関係者が連携してこの事業を推進していったという経過の説明を受けております。

現在の状況ですが、造成事業の開発者実施主体は福岡県が行って、中間管理機構が借り受け、農家に土地を売り渡していくという作業になっております。買受け農家の面積それぞれに合わせて耕作地の筆を設定していく予定だというふうに伺っております。

甲田地区の農家数は63戸のうち、中間管理機構に管理権を設定しているのは51戸ということの実情があるということです。新たに造成された土地の事業を実施する予定は25戸と伺っております。そういったところで、土地は全部で443筆で54.2ヘクタールということになっております。

こういった内容を把握しながら質疑応答を行っております。

以下のところは質疑応答を御覧いただきたいというふうに思います。お読み取りください。

所見についてですが、今回の開発のところで学べたという点で報告させていただきますけれども、第1に、農業を取り巻く危機的状況はいずれの自治体でも同じであることを改めて痛感させていただきました。持続可能な農業経営の方向性や活力をどこにつくり出すかは、農家自身のやる気の課題がやはり大きいんだというふうに思っております。

それから第2に、そのやる気を集団で補いながら合意を形成する、そういった努力が結実した結果だということを受け止めております。

それから第3に、組織風土が生み出したことではないかと、これは推察になりますけれども、そういった感想を持ちました。平成26年にも県営圃場整備事業に取り組んでいる甲田地区であります。それから、みやま市については有機資源循環施設ルフランという設備を先駆けて取り組んできているところでもあり、今回、平成30年に中間管理機構の新規事業の発足を機に団地化の取組をスタートさせたということは、そういった意味での改革の方向性を継続していることによると理解することができたというふうに思っております。ちなみに、みやま市の農業生産は県内第5位です。うきは市は第6位になります。

そういう意味では、産物の違いはありますけれども、質疑応答の中で委員からは、うきは市にも取り入れてもらいたいと強く思うという意見もありました。平成30年に新設された事業はみやま市所管課も把握していて、農業委員や生産者に地元の声を取りまとめてもらい、要望を上げてきている。そういった積み上げがあるということでもあります。

うきは市でどのように持続可能な農業の経営ができるのか、基盤整備事業をどのようにすれば実現可能なのか、個人経営体では困難な課題に対して、基幹産業と位置づけるにふさわしいビジョンを持って、地域農業振興策を検討する必要があるということに改めて考えさせられました。執行部にはこのことをぜひ御理解いただいて、以上の内容について議論を進める協議体の形成を行うなどの方向を一つの参考としていただきたいというふうに思いました。

2つの視察について報告を終わります。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

以上で総務産業常任委員会の調査報告を終わります。

次に、厚生文教常任委員会の調査報告を求めます。2番、高木厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（高木亜希子君） 令和7年うきは市議会9月定例会において閉会中調査を申し出て、所管事務調査を行いましたので、御報告いたします。

【1】市内唯一の高校活性化支援策と子育て世帯（高校生）への支援策に関する事務調査。

1. 調査期日、2. 調査場所、3. 出席者は記載のとおりです。

4. 調査目的、市内唯一の高校である浮羽究真館高校活性化と高校生がいる子育て世帯への支援策に関して意見交換を行い、当事者（保護者）の実際のニーズを把握すること。

5. 調査要旨、①高校選択について、子供世代、親世代、それぞれ主な意見を記載しております。

す。お読み取りください。

②浮羽究真館高校の在校生保護者として感じているニーズなど、こちらは2ページのほうにかなり細かく記載しておりますので、こちらもお読み取りをお願いいたします。

【2】市内唯一の高校存続及び持続可能なまちづくりへ向けた立地自治体としての取組についての事務調査。

1. 調査期日、2. 調査場所、3. 出席者は記載のとおりです。

4. 調査目的、市全域が過疎地域に指定され、人口戦略会議発表の消滅可能性自治体となっている松浦市は、市内唯一の松浦高校への財政支援に平成25年度より取り組まれています。松浦市の取組と、松浦高校の普通科改革支援事業について詳細を把握することを目的としました。

調査要旨、1、市役所、松浦市政策企画課において、松浦高校支援事業について詳細説明を受けました。2ページから3ページにわたって、高校支援に至った経緯、平成25年から令和7年まで4期にわたって行われている支援内容について伺いました。かなりボリュームのほうがありますので、詳細については、記載されている内容と、それとリンクのほうを貼っておりますので、開示されている各サイトのほうで御確認をお願いします。

ちなみに、令和7年度の予算額にして3,622万円、うち、まつナビプロジェクトで1,200万円。外部人材に係る費用が大きく、財源は一般財源、子育て支援基金、過疎ソフトとなっています。

続きまして、5ページのほうにお願いします。

(2) 松浦高校、①文科省の委託事業について。

高等学校改革推進事業を受けて行った内容について詳細説明を受けました。令和2年度から令和4年度は地域との協働による高等学校教育改革推進事業、令和4年度から令和6年度は新時代に対応した高等学校改革推進事業、そして、令和6年度からが高等学校DX加速化推進事業(DXハイスクール)、こちらの事業で採択をされております。それぞれの内容については、記載した各サイトの該当ページを御確認ください。

②地元小中学校との連携について。

具体例については2つ掲載をしております。これらの活動は、元校長であるコーディネーターが各学校に声かけをして回った結果、実現をしていると伺いました。

③地域の支援体制づくりについて。

こちらは各事業を受託するに当たり、文科省のほうに指定されておりましたのがコンソーシアムの形成です。市長を会長とし、様々な人たちが協議をしているため、例えば、高校生がやりたいことに対し、教員ではない人ならではのアドバイスが集まり、生徒にとって大変プラスになっている。また、高校からの要望に対して相談先を聞きやすくなった。さらに、市内企業が高校生

の探求活動に対し協力できる仕組みづくりができたなどを成果として挙げられておりました。

#### ④生徒の進路決定について。

特に注目すべき2点について記載をしております。地域とつながる取組により、市内事業所への就職率はどうなっているのか。地域課題解決に向けたフィールドワークや活動のプレゼンをする機会が多くなるので、総合型選抜受験に挑戦しやすくなっていると思うが、影響は出ているか。それぞれ回答は、商業科生徒は地元就職する子のはるかに多い。近隣自治体含め今までの生活圏内に就職する子が多い。それと、進学を主体とした学校なので、生徒たちが100%進めていることは大きな実績だと思っているという回答を得ました。

6ページのほうにお願いします。

#### 【3】所見。

市内唯一の高校である浮羽究真館高校の定員充足率は現在7割ですが、令和8年度から実施予定の私立高校の所得制限なしの授業料無償化拡大によって、今後さらに厳しい状況になることが想定されます。9月議会において支援事業・通学費補助のリーフレット作成費が執行部から提案されたことは、執行部が浮羽究真館高校の定員充足率の低下に一定の危機感を持っている証左であると考えます。

まず、市に高校1校の状態をどう捉えるかという問いに対しては、2つの考え方があります。1つは、通学可能圏内にいろいろな高校があるということは、中3の受験生にとって多様な選択肢があるということ。市内の1校もその選択肢の一つであるという考え。もう一つは、全国的には少子化により自治体内から高校がなくなっている自治体もある。高校がない自治体からは若者が流出する。残された1校に対し立地自治体として維持支援に努めるべきだという考えです。

本市の場合、隣接する久留米市、朝倉市、日田市に複数の高校があるため、まさに多様な選択肢があるという状況です。その中でも普通科を選択する多くの生徒の進路が進学であることから、それらの多様な選択肢の中から自らの学力に合う高校を選択することは至極当然のことです。

一方、「高校がない自治体からは若者が流出する」の根拠については、幾つかのデータを確認いたしました。民間調査によると、直近の福岡県内の年少人口増加率の上位3自治体は筑前町、大任町、久山町であり、いずれも高校立地自治体ではないことから、高校があることが必ずしも保護者世代の居住地選択の第一要因ではないと考えられます。

しかし、別の民間調査によると、高校存続自治体は高校消滅自治体に比べ高校生世代の減少が緩やかな傾向にある。その中でも、高校魅力化に取り組む自治体では、減少率が大幅に緩和される傾向が見られると報告されています。

したがって、本市の新年度取組に向けた予算提案は、高校存続及び高校魅力化に取り組む自治

体では減少率が緩和されるという論拠に基づいたものであると考えられます。

【1】の保護者との意見交換会において把握した保護者側のニーズは、食堂の再開や学びの場の提供など高校の魅力化につながることや、今よりも積極的な広報活動、周知活動でした。在籍している生徒の高校生活の充実は先輩、後輩、あるいは兄弟姉妹間の口コミにおいても大きな要因と考えられるため、本来は当事者である生徒や保護者からのニーズを丁寧に調査検討すべきと考えます。ちなみに以前、厚生文教常任委員会で子育て施策の先進自治体視察を行った豊後高田市でも、やはり近年は高校生支援にも力を入れておられます。

参考として直近の情報を掲載しておりますので御確認ください。

7ページです。

【2】の松浦市・松浦高校視察において印象に残ったことは、経済的な支援はもちろんですが、高校の魅力向上で生徒を確保し、地域連携で郷土愛醸成を行う、そして、松浦高校支援施策の最上位目標は卒業後の定着、還流であるということを市として明確に示されていたことです。学校、市、PTA、後援会のみならず、小・中学校校長会、地元企業、商工会議所、大学、県教育委員会、市議会などを構成員としたコンソーシアムを組織化したことで、地域全体にも理解を得やすい支援体制づくりを整え、地域全体が生徒たちの学びのフィールドになっていることに関心を覚えめました。卒業生に対するインタビューなどからは、まつナビによって地域の魅力を発見し、地元企業へ就職することで地域に残る進路選択を行ったことや、大学進学後、資格を取得し、地元への回帰志向を醸成することができていることがうかがえました。地域の課題が生徒たちにとって我が事になっており、彼らが定着、還流したときに、地域の中でプレーヤーとして育つことができる素地づくりになっていると感じました。

また、松浦市の総合計画を策定するに当たり、高校の生徒をワークショップのメンバーや審議会の諮問委員とすること、まつナビプロジェクトで高校生企画に対し実際に予算をつけることなども行われており、高校生に当事者意識を持たせる機会を設けることも大変重要であると感じました。

さて、今回の閉会中調査は、9月議会の議論が契機となり行ったものです。一般質問などにより究真館高校支援について取り上げてきた中、現段階で市の所管課において当事者である生徒、保護者のニーズの正確な把握が行われていない段階にあるため、アンケートなどを何らかの形で実施すべきだと考えます。また、究真館高校の定員割れが数年来続いていることや市内中学3年生の究真館高校への進学が2割前後にとどまること、そして、県立高校である究真館高校への市からの財政的な支援の必要性に対し、地域や市民の共通理解が進んでいるでしょうか。

視察先である松浦市では、松浦高校支援に対し地域全体が組織化され、さらに市広報で複数回にわたり特集が組まれ詳しく周知されることで、その必要性が一定認識されていました。また、

1期から4期の支援内容や支援が成熟していく一連の流れを見ると、地域からの理解を得ること、その上で高校の魅力向上、地域連携に取り組むことが何よりも重要だということがうかがえました。継続的な事業として円滑にサイクルを回していくためにも、地域としての支援組織をつくり、当事者、市民、地域の理解を得た上で、限られた予算を適切な形で振り分けていくことが望ましいのではないのでしょうか。

人口動態でいうならば産業振興策、移住・定住施策などほかにも大きな要因が幾つもあり、高校魅力化はおよそ一つの要因にすぎません。しかし、魅力を高め、地域連携で郷土愛醸成を行うことによって、若い世代の定着、還流を引き起こす一つの可能性になるのではないのでしょうか。本市における究真館高校支援は、教育施策のみならず地域振興の観点から高校の魅力向上、地域連携を図っていくことが望ましく、まず関係者を増やす努力が必要になると考えます。本テーマについては、1月以降の閉会中調査においても引き続き取り組むことといたします。

以上で御報告を終わります。

○議長（江藤 芳光君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

以上で厚生文教常任委員会の調査報告を終わります。

---

#### 日程第5. 議案上程

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第5、議案の上程を行います。

報告第8号1件、議案第82号から議案第99号まで18件、陳情第3号1件、以上を上程いたします。

---

#### 日程第6. 市長の提案理由説明

○議長（江藤 芳光君） 日程第6、市長の提案理由の説明を求めます。権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 本日、令和7年第5回うきは市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私とも御多用中の中にもかかわらず御参集賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、ようやく暑い夏も終わりました、しばらく暑い時期が続いておりましたが、秋の深まりとともに、最近では急に冷え込みも厳しくなりました。そのような中、市内各所では活気あふれる様々な催しが開催をされたところでもございます。中でも、先月8日から9日にかけて開催を

されましたうきは祭り2025におきましては、市内の多くの事業者の皆様や各種団体の皆様の御協力を賜り、大変多くの皆様に御来場をいただいたところでございます。雨天の時間帯もございましたが、無事盛況のうちに終了することができたところでございます。

また、スポーツの分野では、浮羽究真館高校ラグビー部が第105回全国高校ラグビー福岡県大会において、並みいる強豪校を打ち破り、初の決勝進出を果たしました。惜しくも決勝戦では強豪の東福岡高校に敗れましたが、選手たちのひたむきな姿と卓越したチームワークは、市民に大きな感動と誇りを与えてくれました。心より健闘をたたえますとともに、今後のさらなる活躍を期待しております。

先月26日には、市民の皆様の利便性向上と地域交通の未来を見据えた新たな取組として、AIオンデマンドバスのるーとうきはの実証運行を開始いたしました。AIが最適なルートを導き出すこの新しい交通システムは、少子高齢化が進む地域における移手段の確保に向けた大きな一歩となるものです。実証実験でございますので、今後様々なデータを取りながら、また地域の皆様のお声を聞きながら、この実証実験の期間中に様々改善すべき点を洗い出し、本事業が実行される試験運行から本格運行に変わるところにはそういった知見をしっかりと生かしてまいりたいというふうに考えておりますし、市民の皆様の生活がより豊かで便利なものとなるよう、こうした公共交通も含めた市政運営を引き続き着実に推進してまいります。

さて、本日提案しております議案は、報告案件1件、予算案件4件、条例案件7件、その他の案件7件となっております。

まず報告第8号は、専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、吉井中学校駐車場内での車両破損に係る和解及び損害賠償額の決定について専決処分を行ったため、同条第2項の規定により報告するものでございます。

議案第82号は、令和7年度うきは市一般会計補正予算（第4号）でございます。

一般会計では、予算額を8,193万9,000円追加し、補正後の予算総額は189億3,419万8,000円となります。

主な事業といたしまして、6款1項農業振興費では、施設園芸農家への補助金として493万8,000円、9款1項消防費では、消防自動車の購入費用として1,787万4,000円と、防災行政無線システム改修費として1,083万4,000円の追加をいたしております。

また歳入では、1款1項市民税6,784万3,000円、15款1項国庫負担金4,469万4,000円、22款1項市債7,440万円の増額と、あとは15款2項国庫補助金7,584万7,000円、19款1項基金繰入金1億250万4,000円の減額を計上いたしております。

議案第83号は、令和7年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

こちらは歳入歳出予算の総額に変更はなく、歳出予算の組替えを行う内容でございます。

具体的には、歳出の7款1項償還金及び還付加算金5,094万8,000円の増額分を8款1項予備費から組み替えて計上するものでございます。

議案第84号は、令和7年度うきは市簡易水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

収益的支出では、浄水場の電気料の増額に伴い、2款1項営業費用を30万円増額し、5,308万9,000円とするものでございます。

またあわせて、水質検査手数料の債務負担行為を設定するものでございます。

議案第85号は、令和7年度うきは市下水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

収益的収入及び支出のうち、収入では、資本的収入の他会計支出金からの財源組替えにより、1款2項営業外収益を3,000万円増額し、13億3,366万5,000円とし、支出では、マンホールポンプの修繕費の増額や電気料の増額等に伴い、2款1項営業費用を2,012万円増額し、13億2,097万2,000円とするものでございます。

また、資本的収入及び支出のうち、収入では、収益的収入への財源組替えで、他会計支出金を3,000万円減額し、4億7,194万5,000円とし、支出では、建設改良費から500万円を減額し、8億2,097万2,000円とするものでございます。

あわせて、水質検査手数料の債務負担行為を設定するものでございます。

議案第86号は、久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合規約の変更に関する協議についてでございます。

久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する久留米広域小児救急センターの支援に関する事務を廃止することに関し、関係市町と協議をしようとするものでございます。

議案第87号は、うきは久留米環境施設組合において共同処理する事務の変更及びうきは久留米環境施設組合規約の変更に関する協議についてでございます。

うきは久留米環境施設組合において共同処理するごみ処理施設に関する事務を廃止することに関し、関係市と協議をしようとするものでございます。

議案第88号うきは市納骨堂の指定管理者の指定について、議案第89号うきは市簡易給水施設の指定管理者の指定について、議案第90号うきは市総合交流ターミナルの指定管理者の指定について、議案第91号うきは市総合福祉センターの指定管理者の指定について、議案第92号うきは市ゆうゆうセンターの指定管理者の指定については、それぞれの管理運営を指定管理者へ委託するため、指定管理者を指定するものでございます。

議案第93号うきは市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定に

ついて及び議案第94号うきは市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、令和8年度よりこども誰でも通園制度が実施されるため、認可基準、確認基準を定めるため、それぞれの条例を制定するものでございます。

議案第95号うきは市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第96号うきは市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、児童福祉施設の設備や運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の公布等に伴い、それぞれ条例の一部を改正するものでございます。

議案第97号は、うきは市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

効率的かつ効果的なまちづくり施策の展開並びに市民の皆様に分かりやすい行政組織への見直しを行い、住民サービスの向上を目指すため、うきは市行政組織条例の一部を改正するものでございます。

議案第98号は、うきは市議会議員及びうきは市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

選挙における候補者間の選挙運動の機会均等を図ることを目的に、選挙運動用ビラを新たに公費負担の対象に追加するものでございます。

議案第99号は、うきは市文化施設条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

民間の資金を活用して公共施設の維持管理及び利用者サービスの充実を図るとともに、事業者により地域活動や社会貢献の場を提供するため、ネーミングライツ制度を導入することといたしました。この制度により、愛称を変更する必要性が生じたため、うきは市文化施設条例の一部を改正するものでございます。

以上、提案理由の概要につきまして御説明申し上げましたが、各議案の具体的な内容説明につきましては、議題とされました際、担当課長より改めて御説明をいたします。

いずれの議案も市政執行上、緊要なものでございます。議員各位におかれましては慎重な御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

---

### 日程第7. 報告第8号

○議長（江藤 芳光君） それでは、日程第7、報告第8号専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）を議題といたします。

説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（江藤 良隆君） おはようございます。学校教育課の江藤です。どうぞよろしく

お願いいたします。

議案書の1ページをお願いいたします。

報告第8号専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決処分事項の指定により、令和7年10月20日付で別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。令和7年12月5日提出。うきは市長権藤英樹。

2ページをお願いいたします。

専決第8号専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。令和7年10月20日。うきは市長権藤英樹。

続いて、3ページをお願いいたします。

和解及び損害賠償額の決定についてになります。

事故発生日時は、令和7年8月24日日曜日、16時40分になります。

事故発生場所は、うきは市吉井町1088番地、うきは市立吉井中学校校内になります。

事故の概要につきましては、相手方が部活の送迎で学校を訪れ、駐車場が満車だったためタンク横に停車していました。その際に、タンクに立て掛けてあったトタンが風にあおられ、車に倒れかかり、相手方車両のボンネット、ヘッドライト部分等が破損したのになります。

相手方は記載のとおりとなっております。

和解の内容及び損害賠償額になります。

損害額は、相手方の車両修繕料として42万円となっております。

損害内容は、相手方の車両前方右側ボンネット、ヘッドライト等の破損になります。

責任割合は、市側の責任が100%となっております。

市が相手方に対して42万円を支払い、今後、本件に関して双方とも一切の異議申立て及び請求を行わないことで令和7年10月20日に和解が成立いたしましたので、同日付で専決処分を行わせていただいております。

今後はこのような事故が発生しないよう、校長会等を通じまして校内の安全管理を周知徹底し、再発防止に取り組んでまいります。

最後になりましたけれども、相手方、そして、関係者の皆様方に大変御迷惑をおかけいたしました。深くおわびを申し上げます。

説明は以上になります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

まず、この事故の概要は今、課長のほうから説明があったとおりでございますが、日曜日、駐車場が満車とは、この日は催しか何かあったのか、それとも常に日曜日は満車になる、駐車場が足らんのか、それが1点と、トタンは何で立て掛けちゃったのか、どれだけ立て掛けちゃったのかと、具体的な再発防止、多分防げる、今後二度とあってはいかん内容だと思いますから、そういった具体的な再発防止対策を説明願いたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 江藤課長。

○学校教育課長（江藤 良隆君） まず、当日の状況でございますけれども、当日は吉井中学校では部活の練習があったと聞いております。吉井小学校のほうでバスケットボール大会があったということで、小学校、中学校ともイベントがあって両方の学校の車が止まっていたと聞いております。

それから、トタンでございます。トタンにつきましては、近くの土の上に最初置いてあったんですけども、それを撤去するというので、タンクに立て掛けて清掃をしたと。水で洗って清掃した。その後、撤去して安全な場所に置けばよかったのかもしれないんですけども、洗ったのが金曜日でございます、土日そのまま立て掛けた状態になっていたということで、トタンは4枚立て掛けていますけど、そのうち1枚が飛んで車のほうにぶつかったというような状況でございます。

具体的対策といたしましては、まず、校長並びに用務員さんのほうに注意をしております。

それから、飛ばされるようなものは、横のほうに危険物置場がありますので、そちらのほうに必ずなおしていただいて、もしなおすことができない場合は必ずカラーコーン等で、そこに駐車をしなとか、もし人に当たってしまうと大変でございますので、そういったことがないように、風で飛ばされないような再発防止策の注意をお願いしたところでございます。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） ありがとうございます。今後ないような形で注意していただかなければならないと思うんですけど、要は校長会で報告だけじゃなくて、現場を確認せな。どこでん確認せないかんとやなかるうかと。教育委員会が学校を全部確認したのか、そういった危険なのはないのかというのを、あるいは学校側、これはどこでんやろうと思いますよ。公共施設関係はどこでもあり得る内容だから、そういったのを確認作業というのをして、危険なものは固定するなりというような対策が求められるんじゃないかなと思いますので、これは自分の家でんそうですから、飛ばんごたるふうに、そういったのを確認する作業を必ずやっていただければと思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 江藤課長。

○学校教育課長（江藤 良隆君） ありがとうございます。私どもも一緒に現場を確認しながら各学校の注意喚起には努めていきたいと思えます。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 2点お尋ねいたします。

幸い子供への事故がなかったということはよかったですけれども、2つの学校でそれぞれ行事があっていたということですので、止める場所がどこでもいいというような判断だったのかなと思って、その辺については向こう側は何らか説明がなされたのか。

それから、2点目が損害額の補償についてですが、これは1者だけの見積りというか、そういう形で終わったのか。金額がかなり高額だと思いますので、その点についてはどのようなうきは市の保険制度になっているのか、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 江藤課長。

○学校教育課長（江藤 良隆君） まず1点目でございます。1点目、先ほど申しましたように、大会がございました。校内駐車場はいっぱいございましたので、やむを得ず敷地内の通路上に一時的に停車したものと聞いております。

また、この場所なんですけれども、学校が生徒引渡時等に配置している車両線上に位置するわけなんですけれども、相手方の通行の妨げにならないような場所でもございます。駐車しても通るスペースはございますので、そういったところに駐車していたということ聞いております。

また、金額なんですけれども、こちらにつきましては、市が加入しております保険会社が委託している業者がこの車を確認しに行っていた聞いております。そちらのほうの委託業者が確認した上で修理費用の金額が妥当であるということを検証しておりますので、金額については第三者による客観的な評価があったと認識をしております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第8号の報告を終わります。

---

### 日程第8. 議案第83号

○議長（江藤 芳光君） 日程第8、議案第83号令和7年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。保健課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 保健課の末次です。よろしくお願いたします。

国民健康保険事業特別会計補正予算書、1ページをお願いいたします。

議案第83号令和7年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。

令和7年度うきは市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和7年12月5日提出。うきは市長権藤英樹。

4ページをお願いいたします。

7款1項2目国庫支出金等返還金、22節償還金、利子及び割引料5,094万8,000円の増額補正です。全て実績による精算で、過年度の返還金でございます。

次に、5ページをお願いいたします。

8款1項1目予備費5,094万8,000円の増額補正は、歳入歳出の財源調整によるものです。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 2点ほど確認します。

1つは、今御説明のありましたように、4ページのところで全て過年度というふうなことでした。今回の予算書、これ以外も含めて、本予算のところもそうですけれども、22節については全て過年度ということによろしいのでしょうか。従来は頭に過年度というふうに入れていたと思うんですけども、今回全て入っていないんですね。それは変わったのかどうか。22節で当年度というのがあるのかどうかということも確認した上で対応いただくようお願いをしたいなというふうに思っています。それが1点です。

それから2点目ですけれども、保健課のほうに伺いますけれども、今回5,018万4,000円ということになりますけど、昨年の決算のところでは年間652万円ぐらいの22節での返還金ということがあったと思うんですけども、その大きな差というのがやっぱりあるんですね。令和5年度が3,600万円ほどだったんですね。そういう意味で、年度でこんなに大きく変わっていくというのは結構運営していくのに大変だなというふうに思うんですけども、改めて増えた理由についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 財政課長。

○財政課長（高瀬 将嗣君） それでは、1点目の質問につきましてお答えをさせていただきます。

予算書4ページの、こちら返還金につきましては全て過年度の返還金ということになります。こちらのほうは文言を整理させていただきまして、基本的に事業の精算によりましての返還金ということになりますので、過年度の返還金が全てということになりますので、その辺りの文言の整理をさせていただいた上で、今回このような表示にさせていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 末次課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 普通交付金の返還金の増額の理由でございますけれども、普通交付金は医療費の分を支払うものでございます。今回増えた分に関しては、簡単に申し上げますと、令和6年度の前半の医療費よりも後半の医療費が下がったことによるものでございます。

普通交付金の交付の流れでございますけれども、市は県に年3回、普通交付金の執行状況を報告いたします。最後3回目の報告が2月で、3回目の報告では前半9か月分の給付費実績を県に報告します。県は報告された実績を基に、残り3か月分を推計します。こうして、県は9か月分の給付費実績と3か月分の推計値の合計で令和6年度の普通交付金の金額を決定して市に交付をいたします。

県が推計した金額よりも実際の医療費が下回ったことから返還するものでございますが、毎月約2億円程度の保険給付費等の支払いをしておりますので、一月2,000万円から3,000万円の増減はありますので、その3か月分については見込みでございますので、こういった返還金の増減は各年度でございます。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） まず1点目の、22節は必ず過年度だということなのかどうかというのを確認をもう一回させていただきたいと思います。でないと、過年度という文言を入れるのかどうかということがよく分からないので、ちょっと確認をさせていただきたい。

それから、保健課のところについては、要は前半より後半が減ったということで、令和6年度のところでたしか3月に保険給付費が1億円を超える減額をしていると思うんですね。そういう意味では、令和6年度3月補正、保険給付費、普通交付金のところが3月で1億2,884万1,000円、県支出金のところが減額をしているんですね。そういう意味では、今回の議案と直接関係ないですけども、いずれにしてもそういった流れがあるということで理解をしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 副市長。

○副市長（吉村 祥一君） では、岩淵議員のほうから御質問は1点目だけということで、1点目についてお答えさせていただきます。

22節は必ず過年度かということでしたけれども、すみません、先ほど財政課長の御説明が正確でなかったかもしれませんが、こちらの歳出の節については、償還金的なものであれば、ここであろうがそうでなかろうが22節になりますので、過年度に限定するものではございません。

先ほど財政課長から説明がありましたのは、この7款1項2目の国庫支出金等返還金ですね、国庫支出金は原則として当該年度中の精算につきましては歳入の減ということで処理いたしますので、この国庫支出金等返還金につきましては、22節は基本的には過年度という形になるという御説明でございます。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 財政課長、今までは間違いなく過年度というのを明記されとったから、今の副市長の答弁との整合をちょっと明らかにして。財政課長。

○財政課長（高瀬 将嗣君） 先ほどの私の答弁と副市長の答弁を整理させていただきますと、今この予算書で上がってきておる5つの返還金、これについては全て過年度返還金でございます。

ただし、この節でいいます22節の償還金、利子及び割引料に上がってくるものの中には、過年度の返還金と現年度の返還金等も含まれるというふうな内容でございますので、その辺りで、今回はこの5つの返還金につきましては過年度分、その文言の整理をさせていただいて過年度というところを省略させていただいたというふうなことでございます。

○議長（江藤 芳光君） それじゃ、ほかにもございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第83号につきましては委員会付託を省略したいと存じます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決をいたします。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第83号は可決することに決

しました。

---

### 日程第9. 議案第84号

○議長（江藤 芳光君） 日程第9、議案第84号令和7年度うきは市簡易水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。水環境課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） 水環境課、瀧内です。よろしくお願いいたします。

予算書、1ページをお願いいたします。

議案第84号令和7年度うきは市簡易水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条、令和7年度うきは市簡易水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第2款水道事業費用30万円の増、計6,280万6,000円。第1項営業費用30万円の増、計5,308万9,000円。

第3条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

水質検査手数料、令和7年度から令和8年度まで、149万円。令和7年12月5日提出。うきは市長権藤英樹。

2ページをお願いいたします。

補正予算実施計画となります。内容につきましては、全員協議会で説明させていただいたものとなります。

収益的支出、2款1項1目浄水及び給水費30万円の増、光熱水費の電気料金分となります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 3点ほどお尋ねします。

収益的収支に係る浄水、電気料金のところだというふうに認識しますが、この間、令和6年度の決算では178万8,000円でした。それから、今年度、令和7年度の予算は188万円ということでしたけれども、今回、予算計上30万円で218万円ということですが、この予算、結構ころころ変わっているなというふうに思っているんですけども、そういう意味では、原因は何かというところをちょっと確認したいというふうに思っています。

それから、債務負担行為についてですけども、令和6年度では142万2,000円の決算でしたけれども、今年度は109万円予算なんです。来年度、8年度は149万円、この違い

が何になるのかというのをお尋ねしたいというふうに思います。

3点目に、令和8年4月から水道法が改正されて、有機フッ素化合物、PFAS関係のうち、2つ、PFOSとPFOAの検査が義務化されます。そういう意味では、基準値は欧米より緩い基準にはなっていますけれども、重要な一歩なんですけれども、今回の検査費用の中で、債務負担行為の検査の頻度についてどの程度を予定しているのか。毎月するのか、あるいは何か月に一遍かにするのか、確認したいと思います。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 瀧内課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） 岩淵議員から3点御質問いただきました。

まず、1点目の電気料金の分でございます。

今回補正をさせていただくに当たって、10月頃の支出状況をチェックいたしまして、これから3月までの予想といたしますか、必要な分を計算して積算したところでございます。

具体的に何でこう上がっているかというところまでは突き詰めていないんですけれども、なかなかその把握は難しいんですけれども、そういう探求の目でもって今後も見ていきたいと思っております。

次に、債務負担行為の金額が変動があるということでございます。

1つは、この債務負担行為の全体を、下水道であるとか簡易水道、専用水道とか市営住宅とかのもろもろを一遍に入札しますので、積算をしております。積算の表を作るときに、水道と下水道の案分を少し見直した部分がありましたので、その分で変動があっているものと承知しております。

3点目のPFASの関係でございます。

マスコミ等でも大きく報道されております事柄なんですけれども、来年4月1日から水道の検査において水質基準の項目に加えられております。それで、簡易水道と専用水道については原則年4回の検査の頻度になるんですけれども、今年、施行日の前に検査をやって、基準値の5分の1以下である場合は年1回にすることができるという決まり事がございます。

それで、うきは市のほうでも今年検査をやっておりまして、その基準を満たしますので、年に1回の頻度で来年はさせていただくというところでございます。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 回答ありがとうございます。

電気料金については原因は分からないという回答でしたけれども、この簡易水道のところは装置なので、決算でも言ったように受給戸数が少し減って、ちょっとずつ減っているということが

ありますので、その辺のところは安定的なコスト試算ができるように、ぜひお願いをしたいなというふうに思っています。

それから、2点目に申し上げた債務負担行為のところですけど、この金額が水道と下水道の案分の違いというふうにおっしゃったんですけども、それはそれとして、また別に確認はしていきたいというふうに思いますけれども、ただ、これも令和8年度149万円というのは、何が原因かなというのは正直言って、単純に明確にしてほしいなというふうに改めて思いますので、分かりましたらまた確認をさせていただきたいというふうに思っております。

それから3点目の、結局は年1回になるということですよ。だとすれば、5分の1になっている令和7年度に実施した検査の結果について、ぜひ議会側に公表していただきたいなというふうに思いますので、現状の数値をお知らせいただいていたかと思っておりますので、それを確認した上で、年1回にするということは、年間、リッター当たり10ナノグラム、単位を忘れましたけれども、50という単位があったと思いますけれども、それが10になっているという、10以下だということだと思っておりますので、確認させてください。

以上、お願いをしたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 瀧内課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） ありがとうございます。電気料金とか債務負担行為の水質の部分はまたしっかりやっていきたいと思っております。

最後のPFASの部分なんですけれども、基準値が50ナノグラムということでございます。1ナノグラムが10億分の1グラムということですので、50ナノグラムといえますと、1グラムを50億で割ったような微量の単位となります。

水質検査の機関のほうが、水質検査をするときに定量下限値というのがございまして、正確に測ることができる最小の単位でございます。その定量下限値が50ナノグラムの10分の1以下ということでございます。うきは市の場合は定量下限値未満ということで、検査の性能上、確認ができなかったと。つまり、確認ができないという意味で、ないということで全ての水道において結果が出ているところでございます。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 岩淵議員、3回目。

○議員（9番 岩淵 和明君） 検査結果は出せますか。

○議長（江藤 芳光君） 瀧内課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） 結果はございますので、お出しさせていただきます。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わらせていただきます。

お諮りします。議案第84号につきましては委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第84号は可決することに決しました。

---

#### 日程第10. 議案第85号

○議長（江藤 芳光君） 日程第10、議案第85号令和7年度うきは市下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。水環境課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） 引き続きよろしくお願いたします。

予算書の1ページでございます。

議案第85号令和7年度うきは市下水道事業会計補正予算（第3号）。

第1条、令和7年度うきは市下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款下水道事業収益3,000万円の増、計13億3,366万5,000円。第2項営業外収益3,000万円の増、計9億2,096万円。

支出、第2款下水道事業費用2,012万円の増、計13億2,097万2,000円。第1項営業費用2,012万円の増、計11億6,509万4,000円。

第3条、補正予算（第1号）第3条本文括弧書きを「資本的収入額が資本的支出額に対する不足額349,027千円は、当年度分損益勘定留保資金349,027千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第3款下水道事業資本的収入3,000万円の減、計4億7,194万5,000円。

第2項他会計出資金3,000万円の減、計2億7,600万円。

支出、第4款下水道事業資本的支出500万円の減、計8億2,097万2,000円。第1項建設改良費500万円の減、1億9,037万5,000円。

2ページをお願いします。

第4条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

水質検査手数料、令和7年度から令和8年度まで、848万円。薬品費、令和7年度から令和8年度まで、573万円。令和7年12月5日提出。うきは市長権藤英樹。

3ページをお願いします。

補正予算実施計画です。内容については、全員協議会で説明させていただいたものとなります。

収益的収入、1款2項2目他会計補助金3,000万円の増です。今回、収益的支出の増額に伴い、その財源として資本的収入の他会計出資金から予算の組替えを行うものです。

収益的支出、2款1項2目マンホールポンプ費230万円の増です。10節光熱水費30万円は、マンホールポンプの電気料金分です。17節修繕費200万円は、マンホールポンプ故障時の修繕費分です。

2款1項3目処理場費1,782万円の増です。10節光熱水費440万円は、処理場の電気料金分です。17節修繕費1,342万円は、うきは浄化センター沈砂池ポンプとし渣分離機の修繕費です。

続いて、資本的収入、3款2項1目他会計出資金3,000万円の減です。収益的収入、他会計補助金への予算の組替えとなります。

最後に、資本的支出、4款1項1目管路建設改良費500万円の減です。24節工事請負費は、公共ます設置分の不用額の減額となります。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 1点のみお尋ねいたします。

3ページ、2款1項の処理場費で先ほど、17節になると思いますが、修繕費で1,342万円の予算が計上されておりますが、この具体的な修繕内容についてお尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 瀧内課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） 今、竹永議員からお尋ねの2款1項3目の1,782万円のうちの1,342万円の修繕の内容です。

うきは浄化センターの沈砂池ポンプとし渣分離機の修繕ということでございます。汚水の処理の過程で、返送汚泥といいまして、繰り返し繰り返し汚れた水を循環させながらきれいにしてい

るわけなんですけど、そのごみを除去するための設備がし査分離機ということでございます。これが今不調でございまして、このままだとごみがポンプにまた吸い込まれて、また処理池を順繰り順繰り送られるようなことになってしまいますので、その修繕を行うというものでございます。以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 今回交換なり修理した場合、大体耐用年数は何年ぐらいを予定されているのか、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 瀧内課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） 平成18年度に設置されて、記録によりますと今回初めての修繕ということになります。20年ぐらいたっておりますので、期待としましてはまた20年ぐらいはきちんと良好に使えればと思っております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかございせんか。9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 今の関連も含めてお尋ねをしたいと思います。

まず、下水道関係のところでは3ページですけれども、資本的収支に予算化されている減額についてお尋ねをしたいと思います。

資本的収支計上額を、見た目ですけど3,000万円ということで、資本的収支から収益的収支に振り替えるような形かなと思いつつも、実際は前のページ、1ページにあったように、当年度分損益勘定留保資金で補填するというふうなことです。あるんですけども、ただ、これは令和6年度でも同じようなやり方をしています。

本来、資本的収入というのは、出資金としてさせていただいて、建設や設備の修繕など、こういう意味でいうと、固定資産、資本に関する目的だったというふうに思うんですけども、これが毎年毎年こういうふうには減額をして恒常的にやるというのが、その理由をちょっと確認したい。

要するに、浄水場の資本の分野の大事な部分を、予算を途中でころっと変えていくというのがどんなことなのかなというのはちょっと確認したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、修繕費についてです。マンホールポンプの修繕と処理場修繕費という2つの費用が今回計上されているわけですけれども、マンホールポンプは令和6年度にも実施しています。それから、7年度にも450万円計上しております。それが650万円になるということになると思います。

処理場の修繕費についても、当初1,200万円から、今年度6月、9月と、具体的にさっき言ったし査分離機ということですけど、今20年というふうなお話だったので、前回の2回の分

はどういったことだったのかなということをちょっと振り返りもしながら、補正が今回1, 200万円から、合計すると4, 827万円になるということになりますけれども、そういう意味では当初の予算の設定自体も含めてですけれども、計画的修繕の範囲なのかどうか。要するに、そういうことが見通しをきちんと持って作業されているのかどうかを確認したいと思いますので、以上お尋ねをしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 瀧内課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） 岩淵議員から2点いただきました。

まず1点目の収益的収入支出と資本的収入支出のところの予算のやりくりの部分でございます。

基本的に収益的収入支出というのは黒字会計というのが原則というか、そういうことになっております。一方で、資本的収入支出は、うきはに限らず多くの場合が、お金のほうは出ていくけど、入りのほうが少なくて、赤字会計がむしろ原則的な位置づけとなっております。その不足分を収益的収入の当年度損益勘定留保資金というような形で補填をしたりするという形になっております。一方で、出資金という制度がございまして、下水道事業会計も消費税の課税事業者でございます。消費税法上、出資金という形を取るほうが税の納付においては有利になりますので、なるべく出資金ということで一般会計から受け入れるようにしております。

今回どうしても年度途中で当初見込まれなかったような修繕などが出ますと、収益的支出のほうのお金が出ていくのが予算が膨らみますので、そのまましておく赤字になりますので、とはいえ、これ以上一般会計からの繰入金を増やすわけにもいきませんので、資本的収入のほうに入っている部分を収益的収入のほうに振り替えざるを得ないということでやりくりをしているということでございます。

2点目の修繕の部分でございます。

機械とか電気の関係が大体15年とか20年でいろいろ故障とかが出がちになってきております。下水道が始まって大体そのぐらいの期間が経過しますので、ちょうど今本当にいろんな故障とかが発生して対応に苦慮しているところでございます。ですので、年度途中で思いもよらないような修繕が出てきたりするというところでございます。

今、ストックマネジメントということで、あらかじめ検査をして国の交付金を使いながらやっているという取組もしておりますので、なるべくそれに対応するように、事前事前にやるような心がけはしておりますけれども、どうしても突発的な部分でこういう対応をお願いさせていただいているところでございます。よろしくお願いたします。

○議長（江藤 芳光君） 岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 分かりました。要は資本的収支と収益的収支のやりくりの中で苦慮している結果だというふうなことだと理解します。

いずれにしても、そのことが、2点目の質問との関係もあるんだろうと思うんですけども、いわゆる設備のメンテナンスとの関係も含めて、ストックマネジメントをどういうふうにつくって、想定している耐用年数の関係も含めて、外的要因というか、要は大雨による排水のいろいろな問題だとかが影響したりするというのがあるのかどうかも含めて、今後、そのストックマネジメントの在り方、あるいは予算の組立ての仕方も含めて、ぜひ計画的にできるようにお願いを改めてほしいというふうに思います。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） 3点ほど質問します。

今現在の下水道の接続率と、いわゆる今まで言われていた大口事業者の接続率を教えてくださいと思います。

それと、接続に対する推進、どういう取組をやっているのか。

○議長（江藤 芳光君） 瀧内課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） まず下水の接続率でございますが、下水に加入できるところに入っていられる方が約8割5分ということで今認識をしておるところでございます。そのうち大口といいましょうか、工場とかスーパーとかという意味合いかと思うんですけども、すみません、全体でその方々が何件あって何件入っているというところまできっちり数字は今持っていないんですけども、最近は多くの事業者、工場が加入されているという認識は持っております。

関連で推進ということでございます。

9月議会で下水道の条例改正をさせていただき折に、委員会のほうでもその辺りの推進の取組をということで御意見もいただいております。その後、未加入の大口と思われるところに出向いてお願いをさせていただいております。まだ全体を回りきっていないんですけど、そういう動きもさせていただいておりますので、引き続きしっかりやっていきたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） 以前からすれば大分接続率は上がっていますが、まだ85%ですよね。それと、大口のところはきちっとした説明がなかったと思いますが、以前からこれはずっと総務産業常任委員会でいろいろ意見を言ってきたところですが、ちょっと生ぬるいんじゃないかなと私は思います。それで、あれだけの店舗とか温泉、かなり水を使うところが見つからないと。こういったところはもうちょっと推進すれば一般会計からの繰入れも減るんじゃないかなと思っておりますが、今後もう少し力を入れてやっていただきたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 瀧内課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） ありがとうございます。今あるスーパーさんとかも大きな合併浄化槽とかで今現在は汚水を処理されておりますので、そういう処理はされております。次のやり替えの時期とかにしっかり下水につないでくださいということをお話をさせていただいております。今おっしゃった部分、しっかりやらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 3回目、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） 以前、総務産業常任委員会のほうで日田の温泉街を視察したことがあります。日田市はほとんど100%、温泉も下水道に接続しとったんですね。

それで、何らかの方法はあると思いますので、合併浄化槽が使わんごとなるまでといたらそれは半永久的になろうと思いますので、その辺を考えてやってください。

○議長（江藤 芳光君） 瀧内課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） ありがとうございます。しっかりやらせていただきます。

○議長（江藤 芳光君） ほかございますか。岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 聞き漏らしがありました。

2ページの債務負担行為のところですが、金額について前年との比較でいうと、水質検査のところは753万円が今回848万円、それから、薬品費についても前年529万円が今年、次年度は573万円ということで、2桁の伸長ということになります。

そういう意味では、前年と比較できる資料の提出を、算定根拠の資料を提出いただけるようお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 瀧内課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） 算定根拠の資料を提出させていただきます。

○議長（江藤 芳光君） ほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わらせていただきます。

お諮りします。議案第85号につきましては委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第85号は可決することに決しました。

これで休憩を入れたと思います。それでは、50分まで。50分に再開いたします。休憩に入ります。

午前10時38分休憩

午前10時50分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

#### 日程第11. 議案第86号

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第11、議案第86号久留米広域市町村圏事務組合における共同処理する事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合同規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

説明を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長（手島 直樹君） 企画政策課の手島です。

議案書4ページをお願いいたします。

議案第86号久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合同規約の変更に関する協議について。

久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する事務を変更し、これに伴い久留米広域市町村圏事務組合同規約を別紙のとおり変更することについて、地方自治法第286条第1項の規定により関係市町と協議する。令和7年12月5日提出。うきは市長権藤英樹。

提案理由は、久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する久留米広域小児救急センターの支援に関する事務を廃止するため、同組合において共同処理する事務を変更し、これに伴い同組合の規約を変更することに関し、地方自治法第286条第1項の規定により関係市町と協議することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

5ページをお願いいたします。

久留米広域市町村圏事務組合同規約の一部を変更する規約。

久留米広域市町村圏事務組合同規約の一部を変更することについて説明をいたします。

今回の変更は、組合が共同処理をする事務のうち、久留米広域小児救急センター事業に関する事務を久留米広域連携中枢都市圏に移管することにより、本組合では、今後、消防に特化した行

政サービスの提供を行うことから、規約の一部を変更するものであります。

新旧対照表の1ページをお願いいたします。

規約名称と第1条の名称において、「久留米広域市町村圏事務組合」を「久留米広域消防組合」と改めます。

次に、第3条で共同処理する事務について、現行の第1号と第2号のうち、第2号の久留米広域小児救急センターに関する事項を削除し、第1号の消防に関する事務を本文に記述して改めます。

最後に、別表において負担金の負担割合を定めておりますが、第3条第2号に該当する項目を削除するとともに、第3条第1号に関する表記を改めるものでございます。

議案書5ページにお戻りください。

附則でございます。この規約は、令和8年4月1日から施行することとしております。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 1点のみお尋ねいたします。

久留米広域小児救急センターの事務の廃止ですが、現実的な救急センターの対応についての変更はない、今までどおりの支援体制が行われるという理解でよろしいのか、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 手島課長。

○企画政策課長（手島 直樹君） 小児救急センター運営支援事業の今後についての御質問でございます。

現在、担当部署は保健課等で予算措置をしてございます。担当部署は現行どおりで影響はございません。

また、市民や利用者も現行どおり、聖マリア病院のほうでこの事業を行っておりますけれども、影響はございません。

取りまとめということで、構成市町から負担金を徴収する、そういった事務が久留米広域市町村圏事務組合から久留米連携中枢都市圏のほうに替わるという御理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第86号につきましては委員会付託を省略したいと存じます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第86号は可決することに決しました。

---

### 日程第12. 議案第87号

○議長（江藤 芳光君） 日程第12、議案第87号うきは久留米環境施設組合において共同処理する事務の変更及びうきは久留米環境施設組合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（山崎 穰君） 市民生活課の山崎でございます。

議案書6ページをお開きください。

議案第87号うきは久留米環境施設組合において共同処理する事務の変更及びうきは久留米環境施設組合規約の変更に関する協議について。

うきは久留米環境施設組合において共同処理する事務を変更し、これに伴いうきは久留米環境施設組合規約を別紙のとおり変更することについて、地方自治法第286条第1項の規定により関係市と協議する。令和7年12月5日提出。うきは市長権藤英樹。

令和7年8月28日に久留米市から令和10年3月31日をもってごみ処理施設の共同処理を廃止したい申出がありましたので、組合規約を変更するものになります。

7ページをお開きください。

新旧対照表は2ページと3ページになります。

第3条、組合の共同処理する事務をし尿処理施設に関する事務のみに変更しております。

また、別表1及び別表2の中のごみ処理施設に関する事務に係る部分を削除しております。

最後に、附則になります。この規約は、令和10年4月1日から施行する。

説明は以上になります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 一般質問でもごみ処理関係はさせていただきましたけど、本件にありましては令和10年4月1日以降の規約改正と。それはもうそれで、幾ら否決したところで久留米市が脱退するのは間違いないという感じでおりますので、反対の意見ではないんですけど、うきは市のごみ処理事業というのは令和10年4月以降の方針等、何も言われておりません。広報関係でも、10年3月31日で期限が切れますよと。一言だけ、広域化は非常に困難な状態であるということで広報でも説明があっておりました。

私が言いたいのは、これは令和10年4月以降の規約改正でございますので、耳納クリーンステーションにあっては4月1日以降も単独でうきは市でやっていくと受け取っていいのかというのが1つと、そうした場合に、この間、全協を11月27日やったですかね、あそこで課長のほうからも説明がございましたけど、財政負担、久留米市が、田主丸町が脱退するのですから当然そこには何らかの負担が生じると。数値的なお答えはありました。その中で、コスト削減で賄っていきたいという御説明でしたけど、そういった見通しの資料、計算とかされているのであれば、時期を見て、今すぐとは言いませんけど、そういったのをお示し願いたいというのが1つと、RDFの出口もまだ決まっていない。出口というと受入先ですね。そういった進捗状況等も資料等でお示しいただきたいと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 今回の組坂議員の質問に対して答弁をさせていただきますが、今回、この組合規約の変更を地方自治法にのっとりうきは市議会のほうに提案をさせていただいているところでございます。

議員も御承知のとおり、これまで久留米市の久保前市長の久留米市議会での発言以降、令和10年3月31日をもって久留米市がごみ処理に関してこの組合から脱退するような意向があるというようなところはあったんですが、まさにこの部分、今回のこの議案をもってそれが正式に動き出すというふうに御理解をいただければと思ひているところでございます。

逆に申し上げますと、そのことが正式に今回のこの議決を経て決まらないことには、今、組坂議員が御質問されたような種々、今後うきは市がどのような取組を行っていくのかということについて具体的にお示しをしたり、何か具体的なものを出すということは当然できないわけでございますので、今回、議員の皆様にご議論いただきまして、この組合規約の変更について、うきは市議会として地方自治法にのっとり御確認、御承認をいただき、当然同じ作業を久留米市議会の12月議会でもやっているわけでございますので、両市議会の御了承を得た上で、そして、事務的な流れでいきますと、それをもって今度は県のほうに申請をするということになります。県のほうがそれを承認いただければ効果が発現をして、令和10年3月31日をもってごみ処理

事務を久留米市さんが脱退されるという流れになっていきますので、その流れがもう確定しましたというような形になって具体的なものをお示しさせていただきたいというふうに思っております。

ただ、それでは時間的にかなりしんどくなりますし、また当然、久留米市さんは自前のごみ処理施設を2か所持っているわけですが、うきは市は持っていないという形になりますので、うきは市の令和10年4月1日以降のごみが滞ることは必ず避けなければなりませんので、その点に関しては、この規約等を変更するに当たりまして久留米市さんと協議をさせていただく中において、令和10年4月1日以降もうきは市のごみが滞ることがないように、具体的に申し上げますと、耳納クリーンステーションの施設をうきは市が使用しても差し支えないというような認識を持っていただけるというような確認を得た上で久留米市さんの御提案について一定受けさせていただいたという経過もございますので、まずもって今回この議案を提案するに当たりまして広く市民の皆さんにも申し上げたいのは、令和10年4月1日以降のごみ処理に関しては、やり方については今後具体的に議会の皆様とも御協議をさせていただきますが、現行の耳納クリーンステーションを引き続き活用することができれば、ごみ処理が滞ることはないということについては1点申し述べさせていただきたいと思えます。

ただ、この施設を使うに当たりまして、今地元の皆様にも丁寧な説明を申し上げながら御理解と御協力をいただくということでお話を進めさせていただいているところでございますので、そういった形で、今回皆様にお諮りをさせていただいているこの議案の議決を経て様々なものが令和10年4月1日に向けて動き出すというような御理解をいただければと思っておりますし、当然そこまでの期間、限られた期間でございますので、私どももしっかりと内容を精査しながら、うきは市のごみ処理行政が滞ることがないように、そして、今、議員からも御指摘がありましたような費用、当然、2市でやっていたものを1市でやるわけですから、費用はこれまで払っていたものよりも高くなります。

一方で、現状は久留米市、田主丸町域のごみを4割ほど受け入れておりますので、現行のごみの量の6割程度になる。加えて、今市民の皆様を中心に環境問題等について真摯に取り組んでいただいている、ごみの減量化等に真摯に取り組んでいただいておりますので、ごみの量自体は年々減少傾向にございます。人口減少も加えてそういった影響を与えているものだと思っておりますが、そのような中で、いかに現有施設をしっかりと長寿命化して維持をしながらその中でコストを削減して費用負担を抑えていくのか、その点については当然今も研究をいたしておりますが、今回の御議決をもって、事が令和10年に向けてきっちり進めるべきだというような方向性が定まりましたら、今以上に速度を加速化させてそういったものについて進めてまいりたいと思っておりますし、都度議会の皆様には御報告、また御議論を賜りたいというふうに考えており

ます。

○議長（江藤 芳光君） 組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） ありがとうございます。今後、具体的に計画を進めていくという事で承知したところでございます。

市長がおっしゃったとおり、地方自治法で決められた手続にのっとってやっておるということで、確かにそのとおりだろうと思います。一部事務組合を脱退、今回はごみ処理だけなんですけど、2年前にちゃんと脱退の手続を取らないかんというのは法律で決まっておりますから。ただ、それというのは、久留米市からするときは市だけじゃないんですよ。うきは市が最後なんですよね。田主丸町、北野町も城島町も三潴町も、ごみ処理の久留米市の計画では以前から、この年に脱退します、久留米市のほうでやっています——が北野町もそういった形でやられた。三潴町、城島町もそういった形でやられた。ということは、事前に準備をしておって、うきは市は今から具体的に進めるんじゃないかと、もう進めよかにやいかんやっちゃなかろうかという危惧がございますから、そういったところも、大変大きなお金になりますので、今後、具体的に進めていただければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 榎藤市長。

○市長（榎藤 英樹君） ありがとうございます。議員も御承知のとおり、高木前市長の時代から、先ほど申し上げた久留米市の大久保前市長の発言に基づいて、正式ではないにしてもそのような可能性があるという認識の下で、地元説明会を高木前市長と私の期を含めまして、多いところでは5回、この間に開催させていただいたことをはじめとして、私どもはそうした行政的な手続、取扱いも肝要だと思っているんですが、高木前市長にしても私にしても、それと同じように、もしくはそれ以上に大切にすべきは、市民の皆さんの御理解であるとか、特に今、耳納クリーンステーションが所在をしております7行政区等との丁寧な説明であったり、御理解であったりというふうに考えておりますので、そういった部分についてはこの議決よりも先んじて、そういった可能性があるんだけどもいかがでしょうかというような説明や御相談は申し上げているところですので、この議決を経ましたときには、その丁寧な説明や協議は引き続き継続しながら、個別具体的な、冒頭に議員が求められたような具体的な検証も含めて作業を加速化させていきたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第87号につきましては委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第87号は可決することに決しました。

---

### 日程第13. 議案第88号

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第13、議案第88号うきは市納骨堂の指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明を求めます。人権・同和対策室長。

○人権・同和対策室長（山崎 穰君） 人権・同和対策室の山崎でございます。

議案書8ページをお開きください。

議案第88号うきは市納骨堂の指定管理者の指定について。

下記のとおり地方自治法第244条の2第3項の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。令和7年12月5日提出。うきは市長権藤英樹。

- 1、指定管理者に管理を行わせる施設、うきは市納骨堂。
- 2、指定管理者に指定する者については記載のとおりでございます。
- 3、指定する期間、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

令和8年3月31日をもって指定期間が終了するために、5年間の延長を行うものでございます。

説明は以上になります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 確認だけしたいと思いますのでお願いをしたいと思います。

今回の管理指定について条例が出ていると思いますので、条例に基づいて確認ですけれども、指定管理者が行う業務というのが第6条で設定されておりまして、そういう意味では、この間、

今回提案のあった管理者については継続的にやるということなんだろうと思いますけれども、行う業務についてはきちんとされているのかどうかというのを確認したいということと、あわせて、決算なんかを見させていただいてよく分からなかったのが、普通、指定管理料に関する基本的な——うきは市の施設ですので、必要な経費については一定支払い等があるだろうと思うんですけれども、その辺のところがあるのかどうかというのが分かんなかったので教えていただきたいというふうに、2点お尋ねします。

○議長（江藤 芳光君） 山崎課長。

○人権・同和対策室長（山崎 稔君） こちらのほうは指定管理料は無料という形になっておりますので、管理組合に加入している世帯からの負担金という形で運営をしておるところです。主な支出としては修繕料とか消耗品等になってくるかと思っております。

また、管理するには、ほぼ維持管理に関することですので、これは毎年実績報告書を頂いているところでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第88号については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第88号は可決することに決しました。

---

#### 日程第14、議案第89号

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第14、議案第89号うきは市簡易給水施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明を求めます。水環境課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） 水環境課、瀧内です。よろしくお願ひいたします。

議案書の9ページをお願ひいたします。

議案第89号うきは市簡易給水施設の指定管理者の指定について。

下記のとおり地方自治法第244条の2第3項の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。令和7年12月5日提出。うきは市長権藤英樹。

- 1、指定管理者に管理を行わせる施設、別紙のとおり。
- 2、指定管理者に指定する者、別紙のとおり。
- 3、指定する期間、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

本件につきましては、簡易給水施設27施設について本年度末をもって指定期間が終了するため、引き続き地元水道組合を指定管理者としたいものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 同様の質問をさせていただきます。

これについても条例がありまして、指定管理者が行う業務ということになっています。ただ、今年9月議会で、機械の故障ということで2か所ほどいろいろありました。そういう意味では、実質的にそういった管理がされているのかどうかというのがちょっと疑問な点もあったので。全部で27か所ですね。特に地域的には非常に高齢化率の高い地域であるということもありますので、現状のままで5年間継続して大丈夫かどうかというのを確認したいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（江藤 芳光君） 瀧内課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） 今の御質問でございます。地元の水道組合のほうも多くが年に1回、水道掃除ということで水槽の掃除等をされております。なかなか高齢化も進んでおりますし、特に山間部、軒数も減っております。今の御指摘というのは私も大変重く受け止めております。職員のほうもいろんな水の故障とかがありますと、地元の方と協力して、時には一緒に水道清掃などもしながらやりくりをしているところでございます。

ここ5年、またこういう形でお願ひはしたいと思います。ただ、今後のことについては併せてしっかり考えていかなければならないという気を持って答弁させていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（江藤 芳光君） ほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第89号につきましては委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第89号は可決することに決しました。

---

#### 日程第15. 議案第95号

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第15、議案第95号うきは市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（宮崎 公子君） 福祉事務所、宮崎でございます。よろしく願いいたします。

まず、議案書の38ページをお願いします。

議案第95号うきは市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。令和7年12月5日。うきは市長権藤英樹。

39ページをお願いいたします。

この条例は、上位法の改正に伴い改正を行うもので、利用乳幼児に対する健康診断の全部、または一部を行わないことができる場合を追加するものでございます。

条例新旧対照表の4ページをお願いいたします。

第17条第2項については、従来は児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断が行われた場合であったものを、新たに母子保健法に基づく乳幼児健診が行われた場合を追加し、利用開始時のみであった健康診断を、定期の健康診断、または臨時の健康診断の場合を追加し、改めるものでございます。

議案書に戻ります。

39ページをお願いいたします。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第95号につきましては委員会付託を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第95号は可決することに決しました。

---

#### 日程第16、議案第96号

○議長（江藤 芳光君） 日程第16、議案第96号うきは市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（宮崎 公子君） 引き続きよろしくをお願いいたします。

まず、議案書の40ページをお願いいたします。

議案第96号うきは市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。令和7年12月5日。うきは市長権藤英樹。

41ページをお願いいたします。

この条例は、上位法の改正に伴い改正を行うものでございます。

条例新旧対照表の5ページをお願いいたします。

第15条については、この号及び次号に限定しないため削除するものでございます。

第25条については、虐待対応強化のため児童福祉法が改正されたことにより、認定こども園法、学校教育法も改正されたことを受け、国の示す運営に関する基準について一部改正されたことに伴い追加するものでございます。

議案書に戻ります。

41ページをお願いいたします。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第96号につきましては委員会付託を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第96号は可決することに決しました。

---

#### 日程第17. 陳情の委員会付託

○議長（江藤 芳光君） 日程第17、陳情の委員会付託を行います。

今まで受理した陳情は、タブレットに掲載の陳情文書表のとおり、会議規則第141条の規定によって、所管の委員会に付託をいたします。

---

○議長（江藤 芳光君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

連絡します。明日12月6日、7日までは休会とし、12月8日、本会議を開き一般質問を行います。以上です。

本日はこれで散会します。

○事務局長（岡村 順子君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午前11時25分散会

---